

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年7月4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉隔離時冷却系タービンが停止状態であるにもかかわらず、タービン回転数指示計が約500～600rpmを指示していることが確認されたため、調査したところ、当該系統の制御装置内にある電源装置に故障が確認されたことから、保安規定に定める「運転上の制限」の逸脱を宣言し高圧注水系及び自動減圧系の機能確認を行い問題ないことを確認した。その後、電源装置の交換を行い健全であることを確認したことから「運転上の制限」逸脱からの復帰を宣言。今後、故障した電源装置を点検	As	7月4日公表済 (PDF 80kB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	廃棄物処理系廃液収集ポンプ出口配管安全弁（RV-20-115）の点検時、部品（スプリング、ワッシャー）に腐食による減肉が認められたため、当該部品を交換	D	
2	3号機	再循環ポンプ入口配管保温材取付作業時、再循環ポンプ入口温度検出器（TE-2-142C）のフレキシブル電線管を損傷させたため、当該電線管を交換	D	
3	3号機	移動式炉内計装系走行試験において、検出器駆動装置（D）の挿入操作を行ったという、挿入用補助リレーの動作不良が認められたため、当該リレーを修理	D	
4	3号機	移動式炉内計装系の炉内出力分布検出機能模擬試験において、検出器駆動装置（D）の位置検出リレーに動作不良が認められたため、調査及び修理	D	
5	3号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（B）逆洗4方弁（MO-37-101B）において、動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	4号機	タービン建屋北側換気空調系給気ファン（HVS）において、風量低によるトリップ事象が認められたため、当該ファン及び制御回路を点検・修理	C	
7	5号機	廃棄物処理系廃液脱塩器樹脂の再生移送時、復水圧力調整弁（PCV-683）のシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	6号機	タービングランドシール放射線モニタ装置に「サンプル流量低」の警報発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
9	その他	使用済燃料共用プール設備換気空調系燃料貯蔵区域の給気冷却器において、ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
10	その他	使用済燃料共用プール設備換気空調系燃料貯蔵区域の給気冷却器において、ドレン配管及びファンネルに腐食が認められたため、当該部を補修塗装	D	
11	その他	使用済燃料共用プール設備換気空調系電気品室給気冷却器において、ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで